

## 65歳以上の人の介護保険料のお知らせ

今月上旬に、65歳以上の人へ介護保険料の通知書を郵送します。納付方法には、受給している年金から天引きされる「特別徴収」と、納入通知書が口座振替による納付の「普通徴収」があります。

### ●保険料段階及び基準額の見直し

介護保険料は、介護サービスにかかる費用等の現状を考慮して、3年毎に見直しされます。平成18年度からの介護保険料額は下表右のとおりで、平成17年度までの第2段階が第2段階と第3段階に分かれ、第3段階から第6段階は、それぞれ第4段階から第7段階となります。

平成15年度から平成17年度			平成18年度から平成20年度		
第1段階 基準額×0.5	年額 17,400円	本人及び世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護受給者	第1段階 基準額×0.5	年額 23,400円	本人及び世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金受給者・生活保護受給者
第2段階 基準額×0.7	年額 24,360円	本人及び世帯全員が町民税非課税	第2段階 基準額×0.5	年額 23,400円	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下
			第3段階 基準額×0.7	年額 32,760円	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外
第3段階 基準額	年額 34,800円	本人が町民税非課税で、世帯の誰かが町民税課税	第4段階 基準額	年額 46,800円	本人が町民税非課税で、世帯の誰かが町民税課税
第4段階 基準額×1.25	年額 43,500円	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円未満	第5段階 基準額×1.25	年額 58,500円	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円未満
第5段階 基準額×1.5	年額 52,200円	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上1,000万円未満	第6段階 基準額×1.5	年額 70,200円	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上1,000万円未満
第6段階 基準額×2.0	年額 69,600円	本人が町民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上	第7段階 基準額×2.0	年額 93,600円	本人が町民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上

税制改正に伴い課税となる場合は、保険料の急激な増加を抑える緩和措置を受けられる場合があります。詳細は、通知書に同封するパンフレットをご覧ください。

### ●保険料徴収方法の見直し

平成17年度までは、遺族年金や障害年金は特別徴収（年金からの天引き）の対象外でしたが、平成18年10月からはそれらの年金からも天引きされるようになります。また、納入通知書または口座振替による普通徴収から特別徴収に切り替わる時期が、10月の年1回から平成19年度以降は複数回となります。

※災害、失業、倒産などで保険料を納めることが困難な場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

### 救急車の適正利用に、「理解とご協力をお願いします。」

町消防本部では、現在二台の救急車が二四時間体制で病気やケガをした人を病院へ搬送するために配置されています。近年、救急出場の増加に伴い、二台の救急車が出動してしまう場合が多くあります。

救急車は、緊急に病院へ搬送しなければならぬ場合や、他に病院へ搬送する手段がない場合に活用するよう定められています。

出場要請の中には、「急を要する病気ではないが、どこの病院へ行けば良いのかわからないので呼んだ」、「救急車で病院へ行けば待たずに診察をうけられる」などの要請も目立ち、出場要請増加の大きな要因になっています。軽い病気や軽いケガで救急車を利用すると、重症や危篤な患者さんの搬送に支障をきたしてしまうかもしれません。緊急性の高い患者さんを少しでも早く搬送するためにも、症状が軽い場合はご自身で最寄の医療機関へ行かれたり、また、体の調子がおかしいなど、思ったら、早めに診療を受けるなど、救急車の適正な利用にご理解とご協力をお願いします。

こんなときは、すぐ一一九番を！

◎意識がない場合

◎呼吸が困難である場合

◎けいれんが続いている場合

◎大出血をした場合

◎骨折をして動けない場合

◎広範囲にわたるヤケドをした場合

こんなときは、よく考えて判断を！

◆カゼをひいた場合

◆ねんざ、突き指をした場合

◆歯が痛い場合

◆首を寝違えた場合

問合せ 病院案内（二四時間受付）

消防本部指令室

☎八七六一〇一一九（代）

### 市町村合併について

近頃、全国の市町村が平成の大合併ということで統合されて話題となっています。市町村合併とは、より大きな市町村となつて、広い範囲でまちづくりを考えていくことでより良い住民サービスを提供していくこととするものです。

市町村行政を取り巻く環境の変化は、単独市町村だけで対処することは財政状況が厳しさを増していることもあり、容易ではありません。国では市町村合併を促進していますが、地域住民の皆さんには、そのメリット（利便・利益）やデメリット（不便・不利益）が見えない部分が多いと思われるます。

市町村合併は、地域の将来や住民の皆さんの生活に大きな影響を将来及び将来的に判断し、推進するのが基本です。

問合せ 企画課 ☎三三二二

## 町内避難場所の追加について

町地域防災計画における町内避難場  
所は地震災害を含めた全ての災害対応  
として指定していましたが、昨年度、

町防災会議において、下表のとおり風  
水害等の避難場所指定を追加しまし  
た。自宅の近くの避難場所を確認して

おきましょう。( 部分が追加分)  
問合せ 消防本部  
☎876-0119 内線313

### 避難場所一覧表

	字 別	番号	名 称		所 在 地	電話番号	建物床面積	収容人員	地震災	風水害等							
									害指定	の指定							
避 難 施 設	木古庭	1	木古庭	会 館	木古庭605	878-8246	362.99	103	○	○							
				児童館		878-8250	371.35	106	○	○							
	上山口	2	上山口	小学校	上山口158	878-7529	758.00	216	○	○							
				会 館		上山口2627	878-8051	556.28	158	○	○						
	下山口	4	氏子会館	児童館	下山口1517		878-8052	426.55	121	○	○						
				875-4819		80.00	22	○	○								
	下山口	5	下山口	会 館	下山口1705-1	876-2880	237.71	67	○	○							
				児童館		876-0991	153.13	43	○	○							
	一 色	6	玉蔵院	一色2154		875-3531	340.43	97	○	○							
				一色1060		875-9221	1,044.00	298	○	○							
				一色473-5		875-8469	211.99	60		○							
				一色488-15		町内会長宅	64.82	18		○							
				一色2516		875-6910	371.12	106		○							
				一色2477-1		876-2290	250.96	71		○							
				一色1779-6		875-3083	132.82	37		○							
	堀 内	13	元 町	会 館	堀内899-5	875-3899	179.06	51		○							
				児童館		875-3969	364.60	104		○							
		堀内673-2		875-1095	197.49	56		○									
		堀内1735-88		875-4980	181.51	51		○									
		堀内1768-1		876-3467	196.87	56		○									
		堀内510		875-6524	280.00	80	○	○									
		堀内1349		875-0229	241.17	68	○	○									
		堀内2050		875-0062	757.00	216	○	○									
		堀内2247-2		875-1346	1,021.00	291	○	○									
		堀内130		875-6860	974.00	278	○	○									
	長 柄	22	長柄会館	長柄769		875-5696	390.53	111	○	○							
長柄1413-154				875-7805	221.44	63	○	○									
		875-6273	226.90	64	○	○											
長柄1642-275		875-2928	191.25	54		○											
長柄1835		875-9494	1,168.00	333	○	○											
桜山5-373-17		873-7322	1,446.63	413	○	○											
合 計							13,399.60	3,812									
避 難 地	字 別	番号	名 称		所 在 地	電話番号	空地面積	収容人員	地震災害指定								
	木古庭	1	木古庭公園		木古庭1652-4		3,295.00	941	○								
			上山口小学校								上山口158	878-7529	7,126.00	2,036	○		
	上山口	3	杉山神社		上山口2639		1,140.00	325	○								
			下山口	4							神明社		下山口1504-1		2,022.62	577	○
	一 色	5			一色小学校		一色1060	875-9221	7,158.00	2,045	○						
			6	森山神社		一色2165								1,792.00	512	○	
	7	一色岡公園		一色489			2,815.00	804	○								
		堀 内	8			葉山小学校					堀内2050	875-0062	7,687.00	2,196	○		
	9			葉山中学校		堀内2247-2	875-1346	13,542.00	3,869	○							
		長 柄	10	長柄小学校								長柄130	875-6860	6,158.00	1,759	○	
	11			南郷中学校		長柄1835	875-9494	10,922.00	3,120	○							
				12	御霊神社												
	イトーピア中央公園				長柄1642-276		5,088.00	1,453	○								
	町 外	14	南郷上ノ山公園								長柄1888-1	876-1100	44,698.00	12,770	○		
15			県立逗葉高校		桜山5-373-17	873-7322	6,751.00	1,928	○								
	合 計										121,433.62	34,689					